令和８年熊本地震非常災害復旧復興本部
（第２回）

議　事　次　第

日時：令和８年 11 月 13 日（金）８：35～
場所：官邸４階大会議室

１．開会　【防災大臣】

２．「令和８年熊本地震からの復旧・復興プラン」
【熊本県知事】

３．熊本地震からの復旧・復興に向けた
取組について　【各省大臣等】

４．非常災害復旧復興本部長発言　【内閣総理大臣】

５．閉会　【防災大臣】

令和８年熊本地震からの復旧・復興プラン

共に創る　強靱なふるさと熊本

～ 被災地に希望あふれる「新たな創造的復興」～

令和８年（2026年）１１月１３日
熊　本　県

復旧・復興の基本理念・目指す姿

＜復旧・復興の３原則＞

被災された方々の
痛みの最小化

単に元に戻すだけでなく、
創造的な復興を目指す

復旧・復興を熊本の
更なる発展につなげる

＜プラン策定の考え方＞

**度重なる災害によって
大変な苦境にある被災地の方々の
声にしっかりと耳を傾けて取り組む**

＋

**目の前にある困難をバネに、
災害に強い熊本の実現、そして、
被災地の新たな創造的復興を強力に進める**

最速で目指す痛みの最小化

１ 命と健康を守る被災者支援／２ 住まいと暮らしの再建／
３ 社会基盤の早期復旧／４ 地域経済・なりわいの再建／
５ 防災・減災の取組み

重点取組みによる被災地の新たな創造的復興

１ 新時代を担う地域産業の再興／２ 新時代へつなぐ、ひと・まち・文化の創造
３ 新時代を支え、守る基盤の構築

＜目指す姿＞

共に創る　強靭なふるさと熊本
～ 被災地に希望あふれる「新たな創造的復興」～

＜対象地域＞

県内全４５市町村を対象とし、このうち、特に甚大な被害を受け、応急対応のため他団体から応援職員の派遣を受け入れた１１市町（※）を重点地域とする

（※）熊本市、八代市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、芦北町

＜対象期間＞

- 「痛みの最小化」の取組みは最速での完了を目指しつつ、「新たな創造的復興」の取組みは期間を定めず、毎年度、取組み毎に進捗状況を管理していく。
- 復旧・復興の進捗状況やその時々の地域の実情を踏まえ、適宜、プランの見直しを行う。

最速で目指す痛みの最小化

～度重なる災害によって苦境にある被災地の声にしっかりと耳を傾ける～

1 命と健康を守る被災者支援

（１）避難所（二次避難・ペット避難を含む）の運営支援

・今回の課題を踏まえた備蓄方針や避難所運営マニュアルの見直し

（２）医療・福祉施設の早期復旧

・医療・福祉施設の早期復旧

・被災後の適切なサービス提供継続の支援

（３）被災者等に対する心身のケア

① 心身のケアに資する直接的な取組み

・こころのケアセンターによる被災者及び支援者の心のケア

・スクールカウンセラー等の派遣等による児童生徒の心のケア

・高齢者等の健康維持のための専門職によるサポート継続

② 心身のケアのための環境の確保

・地域団体・NPO等による子どもの居場所づくりへの支援

・DV等の困難な問題を抱える女性・こどもの避難先の確保

③ 心身のケアに繋がる機会の提供

・くまモンの被災地への継続的な訪問・交流活動の展開

・外国人サポートセンターによる被災地訪問支援、情報発信の充実

2 住まいと暮らしの再建

（１）災害廃棄物の処理・公費解体の実施

・R9.12までの公費解体等の処理完了に向けた市町村への支援・調整

（２）応急仮設住宅の供与、被災者の住まいの再建

・被災者のニーズを踏まえた応急仮設住宅の供与

・「住まいの再建支援策」等の市町村・関係団体と連携した支援の実施

（３）宅地の復旧

・宅地の多重被災、液状化への対応

（４）飲用井戸の復旧

・国・市町村と連携した飲用井戸の早期復旧

・飲用井戸復旧までの応急給水に対する支援

（５）地域コミュニティの形成・再生支援

・要支援対象者の漏れない把握と生活再建の支援

・地域支え合いセンターによる被災者の生活再建に向けた総合的支援

・「地域の縁がわ」を活用した被災地域のコミュニティ形成・再生

・集落や自治会等で管理する地域コミュニティ施設の早期復旧

3 社会基盤の早期復旧

（１）公共土木施設・交通ネットワーク等の早期復旧

① ライフライン

・上水道・簡易水道・生活排水処理施設の早期復旧

② 公共土木施設等

・道路・河川・海岸堤防等の公共土木施設の早期復旧

・八代港の港湾機能の維持に最大限配慮した復旧

・八代工業用水道の早期復旧

③ 公共交通ネットワーク

・肥薩おれんじ鉄道、ＪＲ鹿児島本線、九州新幹線の早期復旧

（２）教育施設・文化財の早期復旧

① 教育施設等

・学校施設、社会体育施設、社会教育施設等の早期復旧

② 文化財

・文化財の復旧に係る市町村等への技術的支援

・早期復旧に向けた所有者負担軽減への支援

・文化財レスキューによる動産文化財救出

・文化財ドクターによる歴史的建造物復旧への支援

（３）公用・公共施設の早期復旧

① 県・市町村庁舎

・県庁舎の早期復旧、市町村庁舎の早期復旧への支援

② 警察施設等

・警察施設・交通安全施設の早期復旧

4 地域経済・なりわいの再建

（１）商工業の早期復旧・事業継続

① 被災企業の早期復旧

・中小企業者等への資金繰り・施設等復旧等の支援による事業再建の推進

② 雇用の維持・確保及び離職者等の就労支援

・被災企業への雇用調整助成金等の活用、就職フェア等による就労促進支援、職業訓練の充実による離職者等の支援

③ 被災企業の事業継続支援と県経済の維持・活性化

・中小企業等のＢＣＰ策定促進による事業継続力の強化

・多様な人材の受入支援による復興を担う産業人材の確保・育成

・被災地に事業所等を新設・増設する企業への投資の誘発

④ 被災地域の産業の再建

・被災中小企業の早期事業再建に向けた支援

・地域経済の核となる大企業等とサプライチェーン企業の再建支援

・県営八代工業団地の整備、八代港ポートセールスの推進強化

（２）観光関連産業等への支援

・正確な情報発信による風評被害対策、「熊本ふっこう応援割」による需要喚起策、「応援割」終了後の反動減対策の実施

・日奈久温泉一帯の環境整備・リブランディングに係る八代市等への支援

（３）農林畜水産業の早期復旧、復興支援

① 早期営農再開・事業継続支援

・営農再建に向けた次期作支援（生産資材調達、農業用井戸等の施設復旧）

・いぐさ産地の復興に向けた総合的支援（専用機械等の復旧、苗確保）

② 農地・農業用施設等の早期復旧

③ 林道・林産施設・治山施設の早期復旧

④ 漁港・漁場施設の早期復旧

⑤ 食関連産業の需要回復・魅力向上

・地方卸売市場と加工施設等の早期復旧

・被災地等における外食産業への支援

・全国百貨店等での復興フェアを契機とした県産品の販路拡大・輸出拡大

5 防災・減災の取組み

（１）初動・応急対応の検証、災害対応力の強化

・地震対応の検証による更なる災害対応力の向上

・検証結果を踏まえた総合防災訓練、新たな研修体系の構築

・マイタイムラインの普及や防災リーダー研修、住民参加型訓練等によるあらゆる災害を想定した「自助」「共助」の向上

・市町村への住家被害認定調査システム導入に向けた伴走支援等による防災DXの推進

・児童生徒への防災教育、教職員への防災研修の推進

重点取組みによる被災地の新たな創造的復興

～目の前にある困難をバネに、災害に強い熊本の実現、
そして被災地の新たな創造的復興を強力に進めていく～

1 新時代を担う地域産業の再興

(1)農林畜水産業・食関連産業の産地復興イノベーション

① いぐさ、梨、トマト、イチゴ等の産地を守り次世代へつなぐための持続可能な産地づくり
② 被災地域における主要産品関連施設の再編集約・合理化や機能強化、生産基盤の強靭化による生産体制のイノベーション
③ 災害時にも安定的な集出荷を実現する農林水産品のサプライチェーンの強化
④ 被災地域への食関連企業の農業参入支援、観光と外食産業の連携による地域特産品の高付加価値化や新商品開発、国内外の新たな販路開拓など食のみやこ熊本県の更なる推進

(2)地域経済をけん引する商工業の再興

① 地域経済の核となる大企業等とそのサプライチェーンの再建に向けた伴走支援
② 県営八代工業団地の整備と地域の特性を踏まえた新たな半導体関連企業、食品関連企業や物流企業等の誘致の推進
③ 地域産業クラスターの核となる重点支援企業の成長に向けた伴走支援や中小・小規模事業者の事業承継等の支援
④ 産学連携等による自動運転等の新技術・新事業の創出支援

(3)地域のにぎわいを創出する観光・宿泊業等の再興

① 日奈久温泉をはじめとする被災地域の観光・宿泊業、外食産業の再興と高付加価値化の推進
② 宇城、八代など被災地域の観光コンテンツの戦略的情報発信等による国内外からの誘客促進

2 新時代へつなぐ「ひと・まち・文化」の創造

(1)新時代を担う人材の育成・確保

① 大手企業との連携による地域産業の即戦力人材の育成、新たな教育プログラムの整備等によるグローバルな視野を備え地域へ貢献する人材の育成
② 防災や医療・福祉機関との連携等による特別支援学校の教育環境向上や県立高校における防災・減災に特化した新学科の整備に向けた検討
③ 被災地の復興を担う産業人材や行政職員の育成・確保

(2)地域の特性を活かしたまちづくり

① 官民連携の体制構築を通じた地域コミュニティの再生と復興の核となるまちづくり
② 地域固有のコンテンツや特産品等の資源の効果的な磨き上げによる地域づくり
③ 復興を体感する周遊ネットワークの構築と過去の災害からの創造的復興を目指す取組みとの連携
④ 文化芸術資源の継承や磨き上げ、博物館等と連携した発見・体験機会の創出による地域の魅力向上

(3)震災を契機としたプロジェクトによる新たな文化の創造

① マンガ・アニメ等のコンテンツを活用した地域の新たな魅力創出
② 「くまモン“絆”プロジェクト」による復興支援とにぎわいの創出
③ 芸術活動の展開や、大規模なスポーツ・教育イベントの開催・誘致、トップアスリート等による被災地支援
④ 「熊本地震 記憶の廻廊」の取組みやデジタルアーカイブ等との連携による一体的な「記憶と記録」の継承・発信

3 新時代を支え、守る基盤の構築

(1)防災先進県くまもとの更なる推進

① 被災地域への新たな防災拠点の創出や災害対応力の集中的強化を図るとともに本県への国防災局の誘致による災害対応先進地域の創造
② 道路・橋梁・河川・海岸・港湾・上下水道等のインフラの強靭化と住宅の耐震化の推進
③ 被災地域の骨格をなす国道３号をはじめとする道路や道の駅の防災機能の強化
④ 避難所運営の改善や水・物資等の供給体制の構築、防災ＤＸの推進等による災害対応力の強化
⑤ 日奈久断層帯での今後の地震に備えた新たな津波対策等の推進

(2)災害に備える医療・福祉提供体制の整備

① 施設の耐震化や給水・電源の確保など災害時医療・介護の提供体制の充実・強化
② 高齢者や障がい者等の要配慮者の相談支援体制の充実・強化

(3)地域をつなぐ交流機能の強化

① 大規模災害の発生に備えた幹線道路ネットワークの構築
② 肥薩おれんじ鉄道やＪＲ鹿児島本線・三角線等の利用促進やＪＲ肥薩線の復興による鉄道を核とした沿線地域のにぎわいの創出と回遊性の向上
③ 地域間の交流拠点となる八代港の利活用促進に向けた機能強化と県営八代工業団地の基盤整備
④ 空飛ぶクルマやドローン等をはじめとした新たなモビリティの先進技術の実証に向けた検討

〔復旧・復興プランの実現に向けて〕

(1) 被災市町村の復旧・復興を支える県による伴走型支援 ➡県に設置した部局横断の「市町村復旧・復興支援チーム」により、被災市町村の課題を丁寧に聴き取り、課題解決に向けて、市町村と連携して取り組む。
(2) 復旧・復興に要する財源の確保 ➡躊躇なく復旧・復興に取り組むため、国補助の補助率嵩上げや地方財政措置、復興基金の創設に向けた特別交付税の交付など、引き続き国の財政支援を求め、十分な財源を確保する。
(3) 復旧・復興に要する人員の確保 ➡一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、特に、技術職について、県内の自治体はもとより、全国の自治体から中長期の人員を確保する。
(4) 官民連携によるきめ細かな息の長い支援の実施 ➡行政の支援が届きにくい分野に対して、行政と民間がしっかり連携し、民間人材や民間資金などを効果的に活用し、きめ細かな支援を実現する。
(5) デジタル技術の活用による復旧・復興の加速化 ➡被災者支援や地域産業の再興等に向け、行政と民間がAX・DXを推進することにより、復旧・復興の加速化を図る。
(6) 過去の災害からの創造的復興の取組みとの連携 ➡「令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン」及び「令和2年7月豪雨からの新時代共創復興プラン」と連携しながら取組みを進め、被災地域の更なる発展につなげる。

熊本地震非常災害復旧復興本部（第２回）
各府省提出資料

（生活再建の推進）

・住まいの確保に向けた取組（避難生活環境の改善）　【防災庁】・・・・・・　１
・住まいの確保に向けた取組　【防災庁・国土交通省】・２
・災害廃棄物処理（公費解体）の推進について　【環境省】・・・・・・・　３
・被災者の健康管理に係る取組　【厚生労働省】・・・・　４

（なりわい再建の推進）

・被災事業者支援及び事前防災促進のための取組　【経済産業省】・・・・　５
・営農継続に向けた取組状況　【農林水産省】・・・・　６
・観光復興に向けた取組　【国土交通省】・・・・　７
・地域の雇用対策等　【厚生労働省】・・・・　８

（災害復旧等）

・公共土木施設等の迅速な災害復旧等　【国土交通省】・・・・　10
・井戸・宅内配管の早期復旧　【国土交通省】・・・・　11
・医療施設・社会福祉施設の復旧支援　【厚生労働省】・・・・　12
・被災した学校・文化財への対応　【文部科学省】・・・・　13

（財政支援）

・復興基金に対する特別交付税措置について　【総務省】・・・・・・　14

住まいの確保に向けた取組（避難生活環境の改善）

防災庁

○　被災された方々の生活の再建に向けては、清潔なトイレ、温かい食事などの基本的な生活環境の整備はもちろんのこと、
バス等による**避難者の移動手段を確保**し、更なる環境整備を図った上で避難者を受け入れる、**拠点避難所を整備**する。

○拠点避難所の整備

（11/11　6時00分現在）

	宇土市	宇城市	八代市	氷川町	合計
拠点避難所	１カ所	４カ所	10カ所	３カ所	18カ所
拠点避難者数	50人	191人	527人	116人	884人

※上記４市町には、拠点避難所としていない福祉避難所に15人が入所（八代市　８人、宇城市　７人）

※熊本県全体の避難所数：20か所　避難者数：893人
（ピーク時406か所、9,450人）（11月11日　6時00分時点）

○拠点避難所化に伴う移送支援

・バス等による避難者の移動手段の確保
・介護タクシーによる病院や役場への移送

○避難所の環境整備

・快適トイレ仕様のトイレカーの派遣
・洗濯ニーズ支援のためランドリーカーを派遣
・弁当の支給、キッチンカーの派遣
・循環型シャワー等の配置、公衆浴場の無料開放
・飲料・食料等支援物資の十分な提供
（飲料139万本、主食59万食が現地到着済み。）

○在宅避難・車中泊等

・保健師等による避難所巡回や在宅避難者への戸別訪問を実施（11月11日時点で1チーム活動中（最大時35チーム））
・警察の特別自動車警ら部隊等による車中泊者への声掛け・相談
・高齢者等の個別訪問等を行う、被災高齢者等把握事業を８月５日から実施
・被災者一人一人の主体的な自立・生活再建を支援する災害ケースマネジメントについて、取組を促進

避難先の移動
（二次避難）

○ホテル・旅館等

・８月２日より被災市町村で順次、宿泊開始。
11月11日時点で延べ821件　1,703人が宿泊。
（８月８日より受付用コールセンター設置）
・ホテル等への避難者に対しては看護師等の見守りを実施（８月17日より健康管理のためのコールセンター設置）

生活空間(パーティションと段ボールベッド)

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各避難所において、被災者のニーズを伺い、必要に応じて、パーティションテントや段ボールベッド等が設置されている。


鏡コミュニティセンター（八代市）


氷川中学校（氷川町）


不知火体育館（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）

トイレカー・トイレトレーラー

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町の各市町の避難所において、トイレの不足する避難所には、各自治体等が所有する快適トイレ仕様のトイレカー、トイレトレーラー等が、ピーク時に最大で31台設置された。

	宇土市	宇城市	氷川町	八代市
トイレカー	2	2	9	11
トイレトレーラー	0	1	1	4
トイレコンテナ	0	0	0	1


千丁コミュニティセンター
（八代市）



松橋西防災拠点センター
（宇城市）

保健・福祉サービスの提供

・7/29(水)からDWAT(災害派遣福祉チーム）が活動を開始し、八代市、宇城市、氷川町を中心に、避難所等における高齢者等への相談支援や環境整備等を実施。

・保健師等による避難所巡回や在宅避難者への戸別訪問を実施。



DWATの活動の様子


福祉避難所の
支援の様子

拠点避難所の移送

・拠点避難所が移設され、自宅から避難所が遠くなった避難者が病院や役場などに移動するために必要な、車両を確保し、定期的に病院や役場等を行き来できるよう被災者の移動手段を確保する。

・八代市：９月８日から循環ワゴン車による巡回。
（７路線、毎日５便）

・宇城市：９月17日から運送バスによる巡回。
（２路線を交互運行、平日４便）

運行イメージ

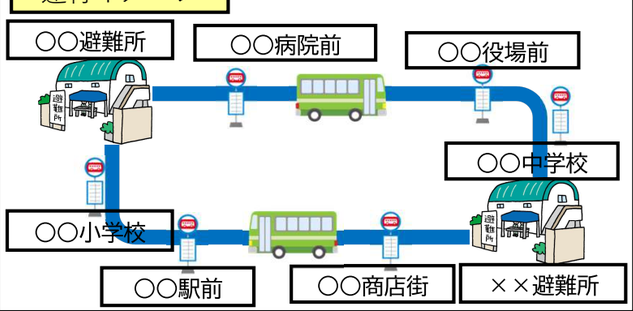

食　　事

・県の要請等により、八代市、宇土市、宇城市、氷川町等へキッチンカーが派遣された。

・八代市、宇土市、宇城市、氷川町等で弁当・炊き出しの支給が実施されている。

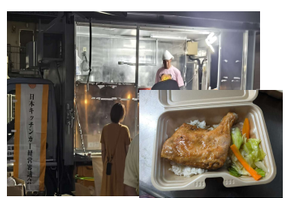
小川防災拠点センター
（宇城市）


旧豊野小学校体育館
（宇城市）



宇土市民体育館（宇土市）


千丁コミュニティセンター
（八代市）

入浴・洗濯の機会

・八代市等の避難所に仮設入浴設備等が設置されている。

・洗濯ニーズ支援のため、宇城市、八代市へ「ランドリーカー」が派遣された。（３台派遣）

・八代市、宇城市等において、熊本県クリーニング生活衛生同業者組合等による洗濯支援が実施されている。


氷川中学校（氷川町）


鏡コミュニティセンター
（八代市）

住まいの確保に向けた取組

防災庁　国土交通省

○　防災庁・国土交通省における、住まいの確保に向けた取組として、「応急的な住まいの確保」、「住宅の再建への支援」、「復興まちづくりへの支援」を実施している。

これまでの取組内容（応急的な住まいの確保）

防災庁・国土交通省で連携して熊本県を支援（国土交通省では、住宅生産関係団体・賃貸住宅関係団体・不動産関係団体へ協力を要請）しており、**建設型応急住宅は1,158戸の工事に着手（このうち、574戸が竣工）、みなし仮設（賃貸型応急住宅）は1,134戸が入居決定済み**（11/6時点）。市町村においては、引き続き、建設型応急住宅への入居希望等の住まいのニーズを確認しつつ、柔軟な入居対応を進めている。

建設型応急住宅の建設状況（11/6時点、7市町で1,158戸、36団地が着工済）

	熊本市	八代市	宇城市	氷川町	美里町	甲佐町	宇土市	計
着工済戸数※（団地数）	50戸（3団地）	422戸（12団地）	237戸（5団地）	227戸（9団地）	101戸（3団地）	31戸（1団地）	90戸（3団地）	1,158戸（36団地）
うち竣工戸数	50戸	138戸	129戸	92戸	72戸	31戸	62戸	574戸

※浸水想定区域において垂直避難が可能な２階建て住宅（八代市：109戸、氷川町：13戸）を含む
※団地ではない自宅敷地内への建設型応急住宅を含む
（着工済戸数:14戸、竣工戸数：10戸）



自宅敷地内での
建設型応急住宅の整備の様子



建設型応急住宅の整備の様子

今後の見通し･取組方針（応急的な住まいの確保）

熊本県は、避難所中心の生活から被災者の意向に沿った応急仮設住宅での生活への移行により、当面の生活基盤の確立が図られるよう、**自宅敷地内に建設するものも含め、既に計画策定済みの合計約1,500戸については年内目途の建設型応急住宅の整備**を目指しており、防災庁・国土交通省としても、**住宅関係団体と連携した施工体制の確保を通じ、引き続き支援を行う。**

これまでの取組内容（住宅の再建、復興まちづくりへの支援）

九州地方整備局の支援チーム等を通じて、被災自治体の住宅再建・復興まちづくりの検討状況を把握し、必要な情報提供や助言を行っている。また、自力再建の難しい被災者向けに被災自治体が災害公営住宅を整備する場合の地方負担の軽減のため、激甚災害の特例による補助率の引上げが可能となる地域を9/29に指定（八代市、宇城市、氷川町）。さらに、自力再建を目指す被災者向けに、被災した家屋の再建・補修を支援するため、住宅金融支援機構において、罹災証明書の交付を受けた被災者を対象とした低利融資を実施している。

今後の見通し･取組方針（住宅の再建、復興まちづくりへの支援）

支援チーム等を通じて、**年内は、引き続き被災自治体の検討状況の把握、必要な情報提供・助言などを実施する**。
さらに、**応急的な住まいへの入居の状況も踏まえつつ、**被災自治体の検討の具体化の状況やニーズに応じて、**災害公営住宅の整備や、宅地の液状化対策を含む復興まちづくりを支援する**。また、住宅金融支援機構では、**引き続き、罹災証明書の交付を受けた被災者を対象とした低利融資を実施する**。

災害廃棄物処理（公費解体）の推進について

環境省

○被災者の日々の生活環境確保と生活再建、被災地の復旧・復興に向け、**災害廃棄物処理（公費解体）及び廃棄物処理施設の復旧を適正かつ円滑・迅速に実施**することが必要。
○熊本県の災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、**令和９年12月までの処理終了を目標**に、関係機関と連携・協力しながら、**財政支援・人的支援・技術的支援によって被災自治体を包括的に支援**していく。

熊本県災害廃棄物処理実行計画

令和９年12月までの処理終了 を目標に取り組む

被災現場

被災した家屋からの**片付けごみ**、損壊家屋等の**解体ごみ**等が発生
○災害廃棄物発生量
約60万～100万トン
○公費解体見込棟数
約0.6万～1.3万棟

仮置場

○分別搬入
○段階ごとのレイアウト変更
○適正な管理・運営



県内・県外の廃棄物処理施設

○再生利用率70%以上を目指す
○減量化・安定化・無害化のための焼却処理の際、可能な限り熱回収を行う

※熊本県「令和８年熊本地震に係る熊本県災害廃棄物処理実行計画」（令和８年８月21日）を基に、環境省作成。

○令和８年11月９日時点で、25自治体で申請受付を開始。
○令和８年10月31日時点で、3,975棟の解体申請を受理し、486棟で工事発注済。
○その他、解体申請のための相談が進行中であり、順次受理されている。

財政支援

災害廃棄物処理（公費解体）に対する財政支援の拡充

○全壊家屋に加えて、**特例的に半壊家屋の解体**も支援
○災害廃棄物処理に係る事業費について、**97.5%**を支援
○廃棄物処理施設の復旧に係る事業費について、**99%**を支援

災害等廃棄物処理事業費補助金 ［ 事業費 × 50% ］	特別交付税 ［ 事業費 × 50% × 95% ］	地方負担

・災害等廃棄物処理事業費補助金＋特別交付税［ **97.5%** ］
※市町村に対する更なる負担軽減も検討

廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 ［ 事業費 × 80% ］	普通交付税 ［ 事業費 × 20% × 95% ］	地方負担

・災害等廃棄物処理事業費補助金＋普通交付税［ **99%** ］

人的支援・技術的支援

災害廃棄物支援調整本部での人的支援

○環境省・熊本県・熊本市が共同で「**災害廃棄物支援調整本部**」を設置し、被災自治体のニーズに沿った支援方法やリソース配分を調整
○災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の活用
○大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会を通じた廃棄物行政職員派遣等による人的支援の継続

公費解体支援チームでの技術的支援

○九州環境局を中心に「**公費解体支援チーム**」を設置し、緊急公費解体や通常の公費解体の準備を支援
○被災市町村からの相談を受付
○熊本県の進捗確認会議での技術的助言

被災者の健康管理に係る取組

厚生労働省

○ 応急仮設住宅の整備等が進む中で、相談員等の見守りにより、慣れない環境での孤独・孤立等を防止
○ 避難の長期化や、被災によるストレスをケアするため、こころのケアを行うための支援を実施
○ 在宅の被災者に対しても、高齢者や要配慮者を中心に見守り等を引き続き実施

二次避難先等での対応

＜**応急仮設住宅等**＞　※熊本県及び管内12市町で「地域支え合いセンター」を設置（11/4時点）
○　自治体職員・相談員（**民生委員OB等の地域住民等**）による応急仮設住宅への巡回訪問等の**見守り**等を実施

＜**ホテル**＞　累計804件・1,668人マッチング（10/30時点）
○　熊本県がアプリ・コールセンターによる健康チェックや**看護師等による健康状態の把握、見回り訪問**を実施
※ホテル避難者全員について、毎日、アプリ又はコールセンターによる健康チェック結果を回収。週1回程度看護師等による全居室の見回り訪問を実施

被災者のこころのケア

○　被災者のこころのケア等に対応するため、令和8年10月15日に「熊本こころのケアセンター」を設置。

【活動実績】
電話相談：230件　（10/14時点）
※「熊本こころのケアセンター」設置以前は熊本県精神保健福祉センターで電話相談を実施。


介護支援専門員による個別訪問

在宅等における対応

＜**在宅等**＞【保健師等チーム、介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員等による訪問】
約4．7万件（10/30時点）
○　高齢者や要配慮者を中心に**介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員、保健師等チーム等による訪問**を実施

被災事業者支援及び事前防災促進のための取組

経済産業省

被災事業者支援

○施設・設備の復旧支援

くまもと事業者再出発支援補助金（自治体連携型補助金）
第1次公募申請件数：53件
第2次公募期間：令和8年11月2日(月)～令和8年11月17日(火)

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）
第1次公募申請件数：476件
第2次公募期間：令和8年11月2日(月)～令和8年12月15日(火)

商店街災害復旧事業/商店街にぎわい創出事業
商店街災害復旧支援事業
第1次公募期間：令和8年10月28日(水)～令和9年1月15日(金)
商店街にぎわい創出事業
第1次公募申請件数：７件
第2次公募期間：令和8年10月30日(金)～令和8年11月26日(木)

○資金繰り支援

災害復旧貸付（日本政策金融公庫）
被災した熊本県内の中小企業・小規模事業者を対象に貸付を実施。

セーフティネット保証４号（信用保証協会）
熊本県全域及び鹿児島県の一部地域において、被災した中小企業・小規模事業者を対象に、通常とは別枠で100%保証を実施。

災害関係保証（信用保証協会）
局激指定地域でセーフティネット保証４号と更に別枠で100%保証

○多重債務問題への対応

熊本産業復興相談センター（熊本市・八代市）
ワンストップ相談窓口、事業再生支援を実施。

令和８年熊本地震復興支援ファンド（年内目途に設立予定）

事前防災促進のための取組み

中小企業・小規模事業者の事前防災の推進は、サプライチェーンへの影響を低減するという意味でも重要。「事業継続力強化計画（簡易版ＢＣＰ）」「防災診断シート」の活用を推奨するとともに、中小企業・小規模事業者の事前防災への取組を強く促していく。

○防災診断シート

自社の災害リスクを把握し、基本的な防災対策についての自己点検を促す。



○事業継続力強化計画（簡易版BCP）

中小企業でも取り組みやすい簡易版BCPの策定を促す。
棚の固定など基本的な防災対策の実施状況を含む審査項目を追加することにより事前防災の取組を促す。

★今後発生する災害において、被災施設・設備の復旧補助金の支援を受けた事業者に対し、次の災害の備えとして、中小企業には「事業継続力強化計画」の策定、小規模事業者には「防災診断シート」の活用を求める。
★事前防災を実施しない事業者は、災害時の被害が拡大すると想定されるため、事前防災対策に取り組む事業者を抜本的に増やさなければならない。このため、**事前防災対策の取組の有無に応じた被災事業者支援の合理的な扱いがされるよう検討していく。**

営農継続に向けた取組状況

農林水産省

○　被災農業者の営農継続・再開に向けて、支援パッケージによる支援が着実・円滑に活用されるよう、「営農再開ワンストップ窓口」の設置及び農林水産省職員の常駐を提案。特に被害の大きかった宇城市、八代市及び氷川町において、市町が農林水産省や熊本県、JAと連携して、令和８年９月24日に相談窓口を設置。

○　相談窓口では、制度の活用に向けた相談対応や、事前着工の説明を行い、いぐさの織機等の輸送や落果した梨の処分など、営農継続に向けた取組が着実に進むよう支援している。

相談実績

市町	相談受付件数	ハード支援	ソフト支援
宇城市	575	501	74
八代市	1,003	893	110
氷川町	629	447	182
合計	**2,207**	**1,841**	**366**

（10月31日までの実績）

農林水産省職員の派遣状況

市町	派遣人数（延べ）
宇城市	45
八代市	83
氷川町	45
合計	**173**

（10月31日までの実績）

主な相談内容

ハード支援：農舎・倉庫、井戸、ハウス、トラクター、織機などの修繕・再取得

ソフト支援：野菜・花卉苗購入、落果した梨の処分、いぐさ原草や織機等の輸送など



相談対応（八代市）



いぐさの織機の輸送



落果した梨の処分

観光復興に向けた取組

国土交通省 観光庁

○ 令和８年熊本地震においては、熊本県のみならず、鹿児島県をはじめ**九州全体で多数のキャンセルが発生。**
○ 観光庁においては、観光復興に向けて、**風評被害対策**や**観光需要喚起策等**に取り組んでいるところ。

これまでの取組内容

風評被害対策

【正確な情報発信】

➢ 熊本県を含む九州全県の**宿泊・観光施設に関する正確な情報を国内外に発信**

【訪日プロモーション】

➢ 観光復興・九州地域全体の誘客に資する**訪日プロモーション実施**

観光需要喚起策

➢ **「九州ふっこう応援割」を10月1日より九州各県で実施**

【割引率】５割（熊本県、鹿児島県は6割）

（参考）「九州ふっこう応援割」の事業スキーム



（参考）九州ふっこう応援割　各県の状況

	予約開始日	割引対象期間
福岡県	9/24	10/1～12/15
佐賀県	9/24	10/1～12/25
長崎県	9/15	10/1～12/25
熊本県	9/15	10/1～12/25
大分県	9/25	10/1～12/25
宮崎県	9/25	10/1～12/25
鹿児島県	10/14	10/14～2/28

今後の見通し・取組方針

観光需要喚起策

➢ 九州全体のインバウンドの誘客を図るため、SNS等による情報発信や航空会社等との共同広告といった**訪日プロモーションを継続して実施。**

➢ 引き続き、各県と連携の上、**「九州ふっこう応援割」を円滑かつ効果的に実施**。

被災地の観光再生

➢ 観光需要の回復状況等を踏まえつつ、観光施設の復旧後の誘客促進を図るための**観光コンテンツ造成**の支援を検討。

地域の雇用対策等①

厚生労働省

○ 熊本県における被災状況などを踏まえ、**雇用調整助成金の特例措置を地震発生日（７月28日）より、産業雇用安定助成金の特例措置を10月１日より適用**し、地震の影響を受けた企業における雇用維持を支援

○ 熊本県や経済産業局等の**関係機関と連携し、特例措置やその他の中小企業等の支援施策について、積極的に周知・広報**を展開

雇用調整助成金特例措置の概要　※地震発生日（７月28日）に遡って適用

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた全国の事業主を対象に、休業等により労働者の雇用を維持する場合に、休業手当等の一部を助成

- 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- 11月4日までに、休業計画届476件、支給申請247件、支給決定45件

産業雇用安定助成金特例措置の概要　※10月１日以降に開始した出向に遡って適用

- 令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた熊本県内の事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向期間中に支払う賃金の一部を助成
- 出向先は全国の事業主が対象

〔周知リーフレット（抜粋）〕

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

産業雇用安定助成金をご活用ください
（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）

令和８年熊本地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

要件については、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）ガイドブック」をご確認ください。

助成対象となる「出向」とは？

令和８年熊本地震の影響を受けた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向が対象です。出向した労働者は、出向期間終了後には元の事業所に戻って働くことが前提です。

助成内容

■ 出向元事業主と出向先事業主の双方が対象です

出向元事業主については、**熊本県**に所在する事業所の事業主が対象になります。
出向先事業主については、全国の事業主が対象です。

■ 令和８年10月1日から令和９年９月30日までの出向期間中に支払う賃金の一部を助成します（出向計画届に基づく出向であり、出向期間は、1か月以上1年以内のものが対象になります）

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	9,110円※	

※ 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和８年８月１日時点）。毎年８月に改正されます。

＜助成金を活用した場合のイメージ例（中小企業の場合）＞

出向中の賃金10,000円/日を出向元2割、出向先8割で負担した場合
※出向中は、出向前と概ね同額の賃金を支払う必要があります。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク　LL081015政01

地域の雇用対策等②

厚生労働省

助成金特例措置の積極的な周知

- 中小企業支援策の案内も掲載したリーフレットで、積極的に周知
- 被災地域のハローワーク等で雇用調整助成金、産業雇用安定助成金の制度内容やその他の中小企業等の支援施策について、熊本労働局・熊本県・九州経済産業局等が連携し、事業主向け説明会を実施（9月2日より開始、計26回開催）
- 熊本県庁、産業雇用安定センターと連携して産業雇用安定助成金の特例措置の対象となる出向先の開拓

〔説明会リーフレット〕



事業主支援施策説明会

特別労働相談窓口の対応、解雇等防止の働きかけ

- 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの雇用維持や人材開発などを含む相談対応を実施、また、事業主等に対し、安易な解雇等を行わないよう働きかけ
（相談件数：延べ4,289件※（11/4集計時点））
※うち、1,389件が雇用調整助成金に関する相談、16件が産業雇用安定助成金に関する相談

特別労働相談窓口





公共土木施設等の迅速な災害復旧等

国土交通省

○令和８年熊本地震により被災した公共土木施設等の災害復旧事業等を実施している。

これまでの取組内容

○国直轄施設等の復旧推進

・河川：地震により堤防に亀裂等の被害が発生した球磨川等において、8月7日までに応急対策が完了。
・溶岩ドーム：雲仙・普賢岳の一部崩落箇所では、ＬＰ計測解析等を実施。破損した監視機器の復旧等に着手。
・道路：発災後、約3週間で九州道及び南九州道（一部区間を除く）の一般車両の通行を確保。
・八代港：復旧のため、港湾法に基づく国の管理代行を行ってきたところ。コンテナターミナルの段階的復旧を進め、10月18日に完了、26日に寄航を再開。応急復旧は1施設を除き完了。

○自治体による公共土木施設等の復旧への支援

・公共土木施設：災害復旧事業について、自治体等への説明会などを実施。10月5日から災害査定を開始。上下水道施設の早期復旧に向けた支援体制構築・技術職員派遣等により、水道本管の応急復旧は8月28日に、下水道施設の点検・応急復旧作業は、8月31日に、すべての作業が完了。
・公営住宅：各被災自治体で8月24日より随時、復旧事業に着手。
・測量・測位基盤：断層周辺を除く国家基準点2,546点を復旧、自治体等の公共基準点等復旧に必要な補正情報を公開（9月25日）

○その他の熊本地震を踏まえた取組

・八代市役所庁舎：免震装置に被害を受けた庁舎の復旧等に係る技術的助言等を実施。本復旧に向け、被害の原因を明らかにするため、有識者委員会を開催（第1回：8月31日）。
・煙突 ：高さ60m超の鉄筋コンクリート造煙突を対象に全国調査を実施、調査結果及び応急的な補修方法を公表（10月23日）

［九州自動車道　川田橋の応急復旧状況］


被害状況


応急復旧作業中（下り線）



応急復旧完了（対面通行）

今後の見通し・取組方針

○国直轄施設等の復旧推進

・河川：**本復旧工事に順次着手し、令和9年度に完了予定。**
・溶岩ドーム：監視機器の復旧等を行い、**地震前と同等程度の監視体制を11月末までに確保予定。**
・道路：**九州道（宇城氷川SICから八代IC間）は令和9年末頃に対面通行解消、南九州道（八代JCTから八代南IC間）は令和10年末頃通行止め解除予定。**
・八代港：応急復旧は11月末までに完了見込み。本格復旧は利用者の生業に必要な配慮をしつつ、概ね2年以内の完了を目指す。

○自治体による公共土木施設等の復旧への支援

・公共土木施設：被災自治体の準備が整い次第、速やかに災害査定を実施し、必要に応じて技術的支援。
・公営住宅：調査等の結果、再建設が必要となる事業を除き、発災後概ね2年以内の復旧完了に向けて支援。
・測量・測位基盤：断層周辺の**国家基準点の復旧、補正情報の追加公開等を令和9年3月末までに実施予定。**
・地籍調査：複雑な地殻変動が発生した地域において、地籍調査の基準点等の再測量を行い、地籍図等の修正に必要な補正情報の作成を検討。


緑川の迂回路施工状況


水道の応急復旧

○その他の熊本地震を踏まえた取組

・八代市役所庁舎・煙突：
有識者委員会において原因究明と対策について令和8年度内に取りまとめる（第2回：12月頃予定）。

・**「復旧・復興工事情報連絡会議」の設置**：
国・自治体・建設業界等が復旧・復興工事に関する情報や課題認識を共有し、施工体制の確保に向けた取組を一体的に推進（11/16に会議を立ち上げ、以降、随時開催）

情報連絡会議の様子
（H28開催時）



井戸・宅内配管の早期復旧

国土交通省

○（井戸）被災地域で使用されている井戸の早期復旧に向けて、順次調査・洗浄や掘り直しを行っており、国土交通省としても全国からの業者の確保に向けた取組や被災自治体に対する技術的支援を実施している。
○（宅内配管）宅内配管の修繕工事について、住民からの問合せを一元的に受け付け、対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを開設し、支援を実施している。

これまでの取組内容（井戸）

○　国土交通省では、熊本県や八代市などの関係機関と連携し、非常災害現地対策本部等に「井戸水対応チーム」を設置。特に**井戸の被害が大きかった八代市では、**アンケート等により**約3,700件の調査等ニーズを把握**し、**うち約3,200件について調査等を行ってきたところ（10/26時点）。洗浄等にあたっては、全国さく井協会や全国地質調査業協会連合会の協力の下、全国から業者を確保。**

○　洗浄等により水が出ない場合に、井戸の修理（掘り直し等）を実施。（熊本県建設業協会等の協力により井戸掘削業者を確保。）

○　全国からの**井戸掘削業者の確保のため、熊本県において被災井戸復旧のための井戸掘削業者の公募を９月に開始しており、国土交通省からも建設業団体等に公募の周知を依頼（10/16）**。さらに、**県外業者の宿泊費等のかかり増し経費に対する支援**を実施。

○　加えて、八代市等に対して、井戸復旧や応急給水に関する技術的支援を実施。

個人宅の井戸の修繕フロー

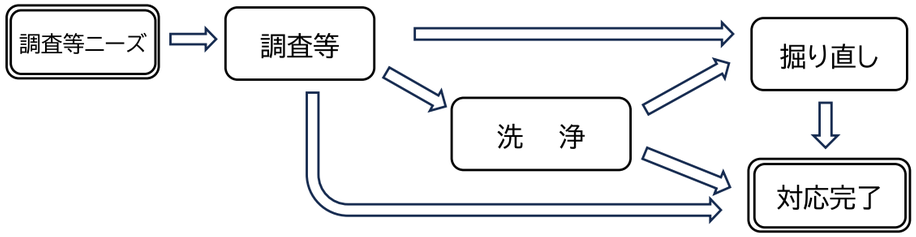

被災井戸に係る対応状況（八代市）

八代市	調査等ニーズ ※1	① 井戸の調査・洗浄			② 井戸の応急修理（掘り直し等）		③ 水道接続	対応完了（A+B+C+D）※6
		踏査・調査実施数	踏査・調査による洗浄不要数（A）※2	洗浄による改善数（B）	申請受付数 ※3	工事完了数（C）	工事完了数（D）※5	
10月26日	3,745	3,211	641	310	554	調査中※4	293	約1,200

※1　熊本県下の八代市以外の自治体においても対応中。
※2　洗浄不要となったが、今後の井戸状況により再度対応が必要となる可能性がある件数を含む。
※3　1世帯よりポンプや配管等修理業者毎に複数の申請が行われている場合がある。
※4　工事完了数については、自治体にて把握方法含め検討中。
※5　水道接続の工事完了数の一部には、調査等ニーズとして把握した件数以外の数字が含まれている可能性がある。
※6　水道接続工事完了数と井戸の対応数は一部重複がありうるため概数を示している。

今後の見通し・取組方針（井戸）

○　**熊本県では、県内全域において来年４月までの井戸の洗浄の完了を目指しているところ。**

○　井戸の早期復旧に向けて、引き続き、熊本県による井戸掘削業者の公募のほか、国土交通省としても全国からの工事業者の確保などの支援を実施していく。

○　井戸復旧までの間の給水に係る支援において、要配慮世帯への給水体制が今年度のできるだけ早期に確立されるよう、必要な技術的支援を実施していく。


濁り水が発生した個人宅の井戸（八代市）

これまでの取組内容（宅内配管）

○　８月から宅内配管の修繕工事について、住民からの問合せを一元的に受け付け、対応が可能な工事業者を紹介するコールセンターを開設(TEL:0120-275-557)。これまで360件（10/27時点、**現在1日数件の問合せ**）。

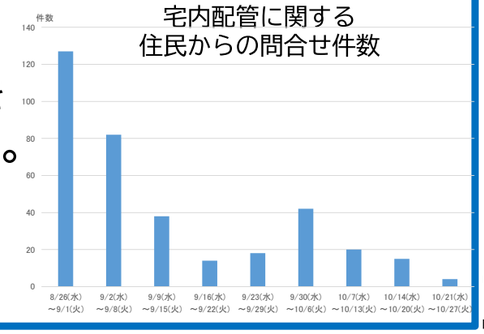

今後の見通し・取組方針（宅内配管）

○　引き続きコールセンターを通じ、**支援を継続し、相談状況を注視**。

医療施設・社会福祉施設の復旧支援

厚生労働省

○ 自治体連携型補助金による措置に加え、**繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、**
地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、**医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援**等を実施

医療施設等の復旧支援

○ 医療機関等について、**同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例**を実施

（現在）**公的**医療機関の補助率：**２/３**、**政策医療実施**機関の補助率：**１/２**　等

（特例※）①**中小等の医療法人等**が運営する医療機関等（政策医療実施機関以外も含む。）に対する**最大３/４補助、上限３億円**
②（①のうち）**多重被災等の要件を満たす場合、５億円までの定額補助、最大３/４補助、上限15億円**
③（①のうち）**多重被災等に相当する要件を満たす場合、最大３/４補助、上限15億円**

※　いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関等であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝２：１。

○ 災害査定に関して、**工事業者の見積もりについて3者未満による算出を認めるなど、事務手続の簡素化**等を実施。

社会福祉施設の復旧支援

○ 特別養護老人ホーム等について
- 災害復旧費の補助率を5/6（国2／3、地方1／6）に引上げ
- 事業再開に要する経費の補助額を６００万円に引上げ（定額補助）

○ **同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例**として、**社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加**

○ 災害査定に関して、**工事業者の見積もりについて3者未満による算出を認めるなど、事務手続の簡素化**等を実施。

被災した学校・文化財への対応

文部科学省

○ 学校施設については、580校の被害を把握。校舎の倒壊被害はなく、一部の学校で構造体等に大きな被害が生じた。被災前と同様の教育環境を確保するため、被災した学校施設の復旧支援を実施。
○ 円滑な教育活動の実施のため、きめ細かな学習指導や心のケア等のための支援を実施。
○ 文化財については、国指定等文化財122件の被害を把握。文化庁から文化財調査官等の専門家を現地に派遣し、被害状況の把握や文化財の救援・復旧の支援を実施。

学校施設の復旧・教育活動の実施に向けた取組

被害状況

・国公私立学校**580校**に被害

【主な被害】
・構造体等に大きな被害が生じたため、**龍峯小学校**（八代市）では他の施設を**間借り**して教育活動を実施。



グラウンド地割れ（断層）
（八代市立龍峯小学校）



校舎のコンクリート壁
ひび割れ等
（八代市立龍峯小学校）

主な対応状況

・被災した学校の速やかな教育活動再開のため、**10自治体から学校支援チーム等を派遣**

【派遣状況】八代市（岡山県、大阪府、岩手県、北九州市）、宇土市（京都府、滋賀県、東京都）、宇城市（三重県、兵庫県）、美里町（埼玉県）

・**きめ細かな学習指導等のための教職員加配**や**心のケアのためのスクールカウンセラーの追加配置**等の支援を実施。
・自治体とも調整しながら、大きな被害を受けた学校施設の復旧に当たり補修又は建替えを判定する**被災度区分判定を実施**。（計80件実施）
・学校法人等への復旧支援において**「なりわい再建支援補助金」並みの高い補助率と多重被災学校法人に対する定額補助による支援**の実施を決定。

今後の対応方針

・各学校設置者の復旧計画に応じ、**学校施設の復旧支援**を実施。
・学校法人等への復旧支援の詳細については、今後とも熊本県と協力し、検討及び周知を行う。

文化財の復旧に向けた取組

・国指定等文化財**122件**に被害

【主な被害】
・熊本城（特別史跡、熊本市）：
石垣崩落等（40箇所）
建造物（重要文化財を含む）の土壁のひび等11箇所
・八代城跡群（史跡　八代市）：
八代城跡の石垣崩落等
・旧熊本藩八代城主浜御茶屋（松浜軒）庭園（名勝　八代市）：
長塀を除き全壊



石垣の崩落等
（熊本市熊本城）



建造物の倒壊等
（八代市松浜軒）

【文化財調査官の派遣状況】
・文化財の被災状況の確認等のため、8/3から文化財調査官等の派遣を開始。
・10/30までに、11市町に延べ25名を派遣。

【文化財防災センター等からの専門家派遣】
・8/7に、熊本県からの支援要請を踏まえ、文化庁から（独）国立文化財機構に専門家による被災文化財の救援・復旧支援を依頼。
・文化財防災センターと連携のもと文化財等の復旧に向けた技術支援を実施。
・９月以降体制を拡充し常時５名（９月後半より10名）で文化財の救出事業を実施。

・引き続き、受入体制が整った自治体への、文化庁等からの専門家派遣を進める。
・復旧の早期着手ができるよう、実施中の保存修理事業の計画変更や、事前着工の対応など、地元自治体との調整を進める。

復興基金に対する特別交付税措置について

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

○　令和８年熊本地震は、過去の度重なる災害からの復興途上において発生した災害であり、長期にわたって復興に向けた取組が必要と見込まれることから、熊本県が設置する復興基金に対し、特別交付税措置を講ずる。

１．特別交付税措置額（復興基金の規模）

○　特別交付税措置額については、平成28年熊本地震※と同様の考え方により、**520億円**とする。

※　措置額：510億円（阪神・淡路大震災の措置額をベースに、県及び被災市町村の標準財政規模に比例する形で算定）

２．復興基金の使途・運用

○　熊本県が策定した「令和８年熊本地震からの復旧・復興プラン」に基づいて県や県内市町村が実施する、住民のニーズに沿ったきめ細かな支援策への活用を想定（具体的な事業内容等は県が自主的に判断）。

【復興基金の活用が想定される事業の例】

- 被災者による住宅の再建に係る利子負担や被災した宅地の復旧に対する支援（多重被災者への上乗せ支援を含む）
- 被災した地域コミュニティ施設や民間所有文化財等の復旧に対する支援
- 被災した飲料用井戸の修繕等に対する支援

○　市町村への配分方法等については、市町村の事業に十分に配慮したものとなるよう、熊本県において市町村と協議して決定。